



Title	少年院生の「貧困と人的関わり」 : B少年院を事例に
Author(s)	二瓶, 隆子; NIHEI, Takako
Citation	教育福祉研究, 13, 1-12
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21515
Type	departmental bulletin paper
File Information	NIHEI.pdf



少年院生の「貧困と人的関わり」 — B少年院を事例に —

二 瓶 隆 子

はじめに

2001年に改定された「少年法」では、主に①少年事件の処分の在り方の見直し、②少年事件の事実認定の手続きの適正化、③少年事件の被害者への配慮が争点となった¹⁾。「少年法」はさらなる厳罰化に向け、見直しが検討されている²⁾。

では、「少年法」において若者自身の「責任」が求められる現状のなかで、彼らの成長する環境は十分に確保されていたのだろうか。本研究では、犯罪少年の環境要因に注目することで、この実態に迫ることを試みる。環境要因とは、第1に所得による家庭の生活程度に表される貧困、第2に若者のもつ家族、学校、地域との関わりをさす。環境要因としてこれら2点に注目する理由は次の通りとなる。

第1の所得に注目したのは、現在の非行を考える際、「非行の普遍化」といった言葉にみられるように、犯罪と貧困の関わりが否定されやすい現状にあるためである。

「非行の普遍化」は、1977年に「貧困家庭の問題、更に欠損家庭の問題を考え併せると、最近における少年犯罪は普通の家庭の少年によって犯される傾向を強め、少年非行の普遍化現象を示すものともいえ³⁾」るとして、初めて『犯罪白書』に記載された。以降、「非行少年」に対する多くの研究では、『犯罪白書』のいう「非行の普遍化」を前提とするようになる。しかし、犯罪少年として、犯罪傾向の進んだ若者の生活程度に注目すれば、貧困が与える若者への影響を否定することはできない。

環境要因の第2に犯罪少年と家族、学校、地域との関わりに注目する理由は、以下の先行研究の

整理から明らかにされる。

貧困と犯罪少年の先行研究では、山口(1984)⁶⁾や、竹村(1960)⁷⁾、清永(1985)⁸⁾、畠山(1957)⁹⁾等によって人格への影響、保護者の就労状況、再犯率の高さに注目し、その実態が明らかにされてきた。また、就学率・復学率の低さや、社会不適応・支援の希薄といった状況は、留岡(1964)、谷(1990)等の実践現場からの指摘によって明らかにされてきた¹⁰⁾。とりわけ、花島(1994)¹¹⁾が「教護院・少年院」入所者の高校進学率の低さと、中退率の高さがいかなる経過を通して表れてくるのかを、法律の不備や学校教育側の対応、法制度から明らかにしたことは、高校進学率の低さと中退率の高さが入所者本人の意識の問題として論じられがちな現状に新しい視点を加えたことになる。

しかしながら、犯罪少年と呼ばれる若者自身の意識に注目したうえで、貧困を背景とする人的関わりと、それによって限定されるその後の進路状況をみる研究はほとんど皆無である。

このような状況のなかで、貧困を背景とする犯罪少年となる以前の若者や、少年院退院後の彼らへの社会支援を論じるためには、犯罪少年の生活全般の把握とともに、彼らのもつ体験・意識から、過去、現在、未来という成長過程を視野に入れた分析が必要となる。なかでも、彼らのもつ将来展望は、施設を退院した後の生活行動に大きく影響することを考えれば、生活困難や人的関わりの実態が、彼らの将来展望を限定していることを明らかにすることは重要である。

1. 調査方法・内容

調査は、質問紙調査と面接調査に分け、2006年

8月から11月にかけてB男子少年院に対しておこなった。質問紙調査では、「青少年の生活に関する意識調査」としてB少年院に委託する形でおこない、調査時には各寮担当の職員が用紙の配布・説明・指示・回収をおこなった。調査は集団自記法として、各寮担当の職員の判断により、30分～40分程度の回答時間を設けた。なお回答の精度を高め、プライバシーを守るために無記名とし、有効回答104票を分析対象とした。

調査対象の年齢は、17歳、19歳（各々21.2%）が最も多く、次いで16歳（19.2%）となる。また、少年院入院以前、最後に通っていた学校については、高校（46.2%）が最も多く、次いで中学校（44.2%）となっている¹²⁾。

面接調査では、B少年院に依頼し、生活程度が「普通」、「貧困」とされる院生を10名選出していただいた〔表1参照〕。全員、退院間近の院生である。調査は、B少年院にて大学教員と筆者によっておこなった。調査時間は、平均約1時間30分となった。

質問紙調査の質問項目は、主に少年院入院以前に焦点を当て作成した。項目は、①家族（親戚）との関わり、②学校の先生との関わり、③友達との関わり、④地域との関わり、⑤少年院を退院した後、として5つに大別した。ここで得られた結果は、「一般の若者」を対象とした調査¹³⁾と比較し、「一般の若者」は本章のなかで「一般群」とし

て表記している。さらに少年院生の「経済状況」を「富裕」、「普通」、「貧困」と分類し、3者間での比較もおこなった。

また、面接調査での質問項目には、質問紙調査を基にしながら、今後の生活を中心に、相談相手あるいは、休日や放課後の時間を一緒に過ごすのは誰か、といった項目を立てた。

2. 少年院生の生活と人的関わり

（1）院生の生活特性

『矯正統計年報』と『司法統計年報』からよみとれる非行少年の様態と、その特徴については以下の点が指摘される。

第1に、犯罪の程度が軽いほど「家庭の生活程度」は「良好」である。一般保護少年においては、「貧困・被保護」の割合は1985年以降減少しており、1998年ではその割合は1割にも満たない。また「保護者の状況」をみると、「実父母の割合」は1998年において約7割の者が該当しており、実父母間の不和を経験しない者の割合が高い。

しかし院生では、約2人に1人が「実父母以外」といった状況であった〔表2参照〕。これは、約3人に1人は「貧困」と判定される環境のなかで〔表3参照〕、半数近くの者が、実父母間の不和を経験するというような、不安定な家庭基盤の下に生活してきたと推測することができる。

第2に、犯罪傾向の進んだ者ほど、早期に社会

〔表1〕面接対象者の属性

事例	生活程度区分	年齢	保護者	世帯構成員
1	普通	15(中学校在学)	実父母	実父・実母・妹2人
2	普通	16(中学校卒業)	実父	実父
3	普通	17(中学校卒業)	実母	実母・義父
4	普通	18(中学校卒業)	祖母	祖母・おじ
5	貧困	14(中学校在学)	実母	実母・兄
6	貧困(生活保護受給)	14(中学校在学)	実母	実母・祖母
7	貧困	15(中学校卒業)	実母	実母・兄・姉2人
8	貧困(生活保護受給)	16(中学校卒業)	実母	実母・妹
9	貧困	17(中学校卒業)	実母	実母・義父・兄3人・妹
10	貧困(生活保護受給)	19(中学校卒業)	実母	実母・兄3人

からの支援を受ける機会を失っている。この「早期に」とは、早い者で中学校卒業段階、多くは高校中退後を意味する。なお「支援」とは、学校・職場との関わりがあれば可能となる相談相手や場所、そこから拡大する支援機関へのつながりを含むものとしてここでは使用している。

高校中退率を比較すると、一般保護少年と院生では、1985年に32.4%と90.6%となり、約3倍の

差がみられる〔表4参照〕。2004年においても、院生において7割の者は学校からの支援を受けられない状況となっている。

加えて、「職業の有無」〔表5参照〕や、「職業なしに占める不就学者」〔表6参照〕が注目される。これらの状況からは、2004年においても、院生の約7割の者は高校を中退し、かつ「無職」とされる者の内、7割は学校、職場といった社会との関

〔表2〕全国の少年院における「新収容者」の保護者の状況

年度	実父母	実父母以外	N
1985(昭和60)年	49.7	50.3	6029
1990(平成2)年	48.0	52.0	4234
1995(平成7)年	49.6	50.4	3828
2000(平成12)年	50.8	49.2	6052
2004(平成16)年	45.0	55.0	5300

注1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

注2) 各年度の『矯正統計年報』より作成。

〔表3〕全国の少年院における「新収容者」の生活程度

年度	富裕	普通	貧困	N
1985(昭和60)年	1.4	66.7	31.9	5949
1990(平成2)年	1.8	73.8	24.4	4185
1995(平成7)年	2.8	75.7	21.6	3785
2000(平成12)年	2.7	74.2	23.2	5992
2004(平成16)年	2.8	69.8	27.4	5248

注1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

注2) 調査の分類は、富裕、普通、貧困、不詳の4区分であった。本表は、総数より不詳を除いた数を母数として割合を算出した。

注3) 各年度の『矯正統計年報』より作成。

〔表4〕一般保護少年、少年鑑別所、少年院生「新収容者」の高校在学・中退率

年度	一般保護少年			少年鑑別所入所少年			少年院生		
	在学	中退	N	在学	中退	N	在学	中退	N
1985(昭和60)年	67.6	32.4	78294	17.4	82.6	7129	9.4	90.6	1623
1990(平成2)年	69.3	30.7	74058	16.9	83.1	5824	11.3	88.7	1170
1995(平成7)年	69.4	30.6	50713	23.9	76.1	5720	16.7	83.3	1353
2000(平成12)年	66.0	34.0	40165	34.6	65.4	10769	22.6	77.4	2634
2004(平成16)年	69.4	30.6	40429	41.8	58.2	9810	26.7	73.3	2389

注1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

注2) 各年度の『矯正統計年報』より作成。

〔表5〕全国の少年院における「新収容者」の職業の有無

年度	有職	無職	N
1985(昭和60)年	26.9	73.1	6028
1990(平成2)年	34.5	65.5	4233
1995(平成7)年	36.9	63.1	3828
2000(平成12)年	31.0	69.0	6051
2004(平成16)年	32.6	67.4	5300

注1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

注2) 本表は、総数よりその他を除いた数を母数として割合を算出した。

注3) 各年度の『矯正統計年報』より作成。

〔表6〕全国の少年院における「新収容者」の職業なしに占める不就学者

年度	在学	不就学者	N
1985(昭和60)年	20.3	79.7	4408
1990(平成2)年	19.8	80.2	2773
1995(平成7)年	21.3	78.7	2415
2000(平成12)年	28.7	71.3	4176
2004(平成16)年	31.6	68.5	3573

注1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

注2) 各年度の『矯正統計年報』より作成。

わりを持っていない。それは同時に、生活するうえで公的機関から支援を受ける機会の乏しさを表している。

(2) B少年院生の生活と人的関わり

1) B少年院生の家族・親戚との関わり

これら全国の院生の特徴に加え、B少年院生を対象におこなった調査からは、以下の状況がみられた。なおここで扱う家族とは、一緒に生活していた人をさす。また、富裕、普通、貧困の分類基準は、質問紙調査の際に対象者が回答した経済状況による。よって、一定の水準に即した正確な把握とはならないが、この調査においてはあくまでも若者自身の現状認識を明らかにすることを目的としているため、回答者自身の分類に従うことにする。その結果、普通44.2%、貧困43.3%、わからない4.8%となり、豊かな層は7.7%に過ぎなかった〔表7参照〕。

まず彼らの入院前の生活をみるために、夕食の時間〔表8参照〕、親との会話〔表9参照〕、休日の過ごし方〔表10参照〕に注目した。

この結果から、少年院群は、一般群に比べ、上記項目の全てにおいて下回っており、家族間の交流は少なくなっていることがわかる。家庭の生活程度を「困っていると思う」とした者の割合が、半数弱となっているといった結果も考え合わせると、家族交流の少なさは、保護者や若者の意志によって選択されているというよりは、家庭の経済状況とそれに伴った保護者の就労状況によって左右されていると推測できる。

また、少年院群で約3割の者は実父母、兄弟からの家庭内暴力を経験していた〔表11参照〕。これは一般群の約4倍に達する。この結果から少年院群は、最も身近な人からの暴力を経験しており、家庭が必ずしも安心して過ごせる場ではなかったということや、信頼できる大人が身近にいなかったことを示唆している。

事実、少年院群において約4人に1人は家族を頼りにならないとしている。これは、富裕、普通、貧困と経済状況が下がるにつれ、その割合を増加させている。また、家族への満足感においても、

不満とした者は全体の約4割となり、一般群との差は約20ポイントに達する〔表12参照〕。ここからは、少年院群の家族に対する信頼感は低く、一般の若者にみられる家族への満足感も、少年院群においては持ち得ていない状況がわかる。

さらに、血縁関係にある親戚に対しても同様の結果が得られた。1年間親戚と交流が全くないとした者は約3割となり、親戚を頼りにならないとした者は約6割となった。親戚との交流に関しては交流があったとしても、頼りになる存在とは

〔表7〕 家族の経済状況はどのくらいだと思いますか

	回答者数(人)	構成比(%)
豊かだと思う	8	7.7
普通だと思う	46	44.2
困っていると思う	45	43.3
わからない	5	4.8
合計	104	100.0

〔表8〕 夕食をだれと食べますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
家族そろって	10	9.6	48.1
家族の誰かと	18	17.3	40.7
ひとりで	31	29.8	11.1
家族以外と	42	40.4	—
合計	101	97.1	100.0(N297)

注1) 一般群は法務総合研究所編集(1991)「非行少年の生活・価値観に関する研究」法務総合研究所編『法務総合研究所研究部 紀要刑事政策研究 34』より。

〔表9〕 もっと親と話をしたいですか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
話したい	69	66.4	9.1
話したくない	34	32.7	90.9
N. A	1	1.0	—
合計	104	100.0	100.0(N298)

注1) 一般群は北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野(2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道A市における子どもと親への調査結果』より。

〔表10〕 家族で旅行やキャンプに行きますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
行く	33	31.7	69.7
行かない	70	67.3	28.6
N. A	1	1.0	1.6
合計	104	100.0	100.0(N426)

注1) 一般群は北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野(2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道A市における子どもと親への調査結果 大人票の集計』より。

〔表11〕 家族が暴力をふるうことはありますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
ある	30	29.1	7.4
ない	73	70.9	90.0
N. A	1	1.0	2.6
合計	103	100.0	100.0(N3267)

注1) 一般群は総務庁青少年対策本部編集(1999)「非行原因に関する総合的研究調査」総務庁青少年対策本部より。

〔表12〕 家族との生活にどのくらい満足していますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
満足	64	61.5	80.1
不満	40	38.5	19.9
合計	104	100.0	100.0(N931)

注1) 一般群は法務総合研究所編集(1991)「非行少年の生活・価値観に関する研究」法務総合研究所編『法務総合研究所研究部 紀要刑事政策研究 34』より。

なっていない。

これらの結果から、少年院生の生活は家族との交流が乏しく、親戚との関わりには期待が持てない状況が推測される。

2) B少年院生からみた学校・地域との関わり

次に、学校の先生との関わりに注目する。家族以外の相談相手として学校の先生は、大人との関わりが少ないなかで、相対的に高いものとしてあらわれていた。

それゆえ好感を抱いている先生の存在は、少年

院群において72.1%となっており、一般群の49.2%を20ポイント以上引き離していた〔表13参照〕。ここから少年院群においては、一般群と比べ、先生との精神的な距離が近いようにみえる。しかも、もっと先生と話をしたい、といった者は2人に1人となり、先生との交流に対して、積極的な面がうかがえた〔表14参照〕。先生を頼りになるとした者の割合も約7割に達しており、先生との関わりを「良好」なものとして捉えていた。

このような先生に対する肯定的な姿勢は、面接調査においてもみられた。しかしながら、退院後の人的関わりにおいて、先生と関わりを持ちたいとした者はみられなかったことから、その関わりは、退院後にさらに充実していくものではなく、学校期間のみに限定されるものである。いいかえれば、乏しい他者との触れ合いの中で、先生に対する信頼はそこだけ浮き上がっているようにもみえる。

友達との関わりにおいては、さらに複雑な状況がみられた。一般群よりも、早期に学校から離れることとなる少年院群にとって、学校外での友達は学校内での友達よりも付き合いが多いと考えられる。事実、学校内の友人数よりも学校外のそれは圧倒的に多かった〔表15参照〕。しかしながら、学校外での友達との付き合いを考察すると、一定の信頼を置きながらも、一方では表面的なつきあいや、深刻な相談はしないといったような、相互関係の希薄な状況もみられた。

また、学校外での友達との出会いは、街やゲームセンター等の娯楽施設といった場所での出会いや、メールや電話を使った面識のない交流から始まるものもみられた。これらの交流に対し、学校外の友達との関わりに困難を抱えている割合は全体の約3割に達する。困難とする内実をみれば、好きでもないのにつき合わなければならない、グループのなかのまとまりが悪いといったように積極的な意味を見出せないなかでも、関係を断ち切れないといった状況がみてとれた。こうした実態を反映してか、友達に対し信頼感を抱いていない者は、全体の3割にのぼる。友達の人数は多いが、

〔表13〕学校に好きな先生はいますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
いない	29	27.9	50.8
いる	75	72.1	49.2
合計	104	100.0	100.0(N297)

注1) 一般群は北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野(2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道A市における子どもと親への調査結果』より。

〔表14〕好きな先生に、もっと話を聞いてもらいたいと思いますか

	回答者数(人)	構成比(%)
思う	57	54.8
あまり思わない	39	37.5
N. A	8	7.7
合計	104	100.0

〔表15〕親しい友達ほどのくらいいますか

	少年院群				一般群 構成比(%)
	学校での親しい友達		学校以外での親しい友達		
	回答者数(人)	構成比(%)	回答者数(人)	構成比(%)	
いない	9	8.7	2	1.9	1.2
1～2	28	26.9	5	4.8	3.7
3～5	30	28.8	10	9.6	18.7
6～9	10	9.6	7	6.7	24.9
10～14	10	9.6	17	16.3	20.2
15～19	3	2.9	5	4.8	8.0
20	12	11.5	56	53.8	22.8
N. A	2	1.9	2	1.9	0.5
合計	104	100.0	104	100.0	100.0(N3267)

注1) 一般群は総務庁青少年対策本部編集(1999)「非行原因に関する総合的研究調査」総務庁青少年対策本部より。

頼りになる友達としてはみていないといった関わりであることがわかる。

さらに異性の友達に対しても同様に、一般群と比較した場合、異性の友達の有無にはかなりの差がみられた。一般群では半数の者はいないとしていたが、少年院群では、約8割の者が10人以上いるとした〔表16参照〕。しかしながら、異性の友達が頼りにならないとした者も3割にのぼり、友達と同様、人数の多さは一般群よりも顕著であるけれども、信頼関係には影響していない様子が見えがえる。

最後に、地域の人との関わりをみる。ここでは、「地域の人」を、家族、親戚の人以外において、身近に生活している人を示す。ここでは、一般群との比較が不可能であったため、傾向を述べるに留める。

〔表16〕異性の友達の人数

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
1	4	3.8	8.6
2～3	2	1.9	20.9
4～5	6	5.8	11.5
6～9	5	4.8	4.5
10人以上	78	75.1	6.8
いない	7	1.9	47.7
N. A	2	6.7	—
合計	104	100.0	100.0(N1328)

注1) 一般群は法務総合研究所編集(1991)「非行少年の生活・価値観に関する研究」法務総合研究所編『法務総合研究所研究部 紀要刑事政策研究 34』より。

約2人に1人の者は、地域の大人から声をかけられることはないとしていた〔表17参照〕。その割合は、家庭の経済状況を貧しいと感じている者

〔表17〕 地域に住む、親戚以外の人で、声をかけてくれる大人はいますか

	回答者数 (人)	構成比 (%)
はい	61	58.7
いいえ	43	41.3
合計	104	100.0

が最も高い。加えて、彼らは地域に戻りたくないとも答えていた。その理由として、人の気持ちが冷たいといったことや、親しい人がいないとする割合が多くなっている。全体の約8割が近所に住む大人を頼りにしていない状況もみられた。これは、一方で周囲の彼らに対する関心の無さを表していることを推測させる。

3 インタビュー調査からみた人的関わりにみられる特徴

人的関わりにみられる特徴としては、第1に頼りになる大人の欠如、第2に表面的な交友関係を指摘できる。

第1の大人の欠如は以下の状況からうかがえた。困った時に誰に相談するのかといった質問に対し、家族の者をあげたのは、10人中3名となった。その中心は、母親、祖母、兄弟となっている。

頼りになる人が家族にいるとした者は、相談相手を複数あげており、相談内容によって、相手を選ぶことができる状態にある。家族に相談相手がないとした者は、相談相手として先輩や友達、勤務先の上司等をあげていた。ここでは、何か具体的な支援を求めるといよりは、話を聞いてもらうといった、精神的な支えとして相手を捉えている。

- ・「相談するのは先輩ですね」〈5〉
- ・「友達が多かった。話を聞いてもらえるだけでよかった。母親にはそういう話はしなかった。自分で考えた。今後の話はここ（少年院）の先生に相談する。そういう相談にのってくれる人は前はいなかった」〈6〉
- ・「勤め先となるころの社長と彼女。次男は相談相手になるけど、三男はあてにならない。お母

さんは、頼りになるというよりは自分が頼りにされる」〈10〉。

一方で、精神的な支えもなく、全てのことに关し自分で対処していたとする者もいる。質問紙調査の、身近に存在する学校の先生との関わりにおいては、良好な状況がみられた。しかしながら、困った時の相談相手として、また、退院後の人的関わりにおいて先生の存在は意識されていない。このことは、先生と精神的に良好な関わりが存在したとしても、その関わりは生活基盤を安定させる支援にはなり得なかったことを示唆する。

- ・「相談はしなないです。親に頼ったという記憶は、なんやかんだで、親の承諾があるので。そういう部分は頼らざるを得ないというか」〈2〉
- ・「相談はしなない。自分で何とかしようとする」〈3〉
- ・「いつも抱えてた。父さんいないから。学校の先生には学校以外のことは相談できないから。大人の助けが必要なときも、自分で考えて動く。逆に自分の方が悪くて迷惑をかけてしまうから。人は信頼できない」〈7〉
- ・「人に相談することはないので、1人で悩んだりしていた。困ったとしても人に話すことができないので。どっちかっていうと頼りにされるほう」〈9〉

頼りになる大人の欠如により、未成年の彼らにとって、自分で何とかできることは限られており、解決するための選択の幅も狭くなることが考えられる。これは、精神的な支えがないのと同時に、以下においてみられるように、自立を強く求める状況が作り出されていることからわかる。

第2の表面的な交友関係については、以下の状況がよみとれた。

入院前の交友関係の特徴としては、非常に限定された交友関係のなかで過ごしていたことに加え、そこでの付き合いは複数の集団との関わりをもち、活動内容によって交流相手を変化させていくといったものではないことが指摘できる。選択肢がなく、一度付き合い始めたら、抜け出すことができないといった状況のなかで、非行を犯す

きっかけは「断れなかった」という言葉で表されていた。

- ・「事件を起こしたのは断ることができなかったから」〈1〉
- ・「1回目は自分の意志で。2回目は周りの意志で。断れなくて。1対12とかになると無理だから」〈3〉
- ・「何でやってるんだろうと思った時にやっぱ先輩に言われたからかなとか思って」〈5〉

ここからは「断れなかった」ということに対し、意志の弱さとして本人の自覚もあったと思われる。これらの交友関係を、本人も非行または暴力団につながる場所として認識していることもあった。その一方で、他への行き場所がなかったこともあり、そこに留まらざるを得なかった彼らにとって「仲間」の誘いを断ることは唯一の交流場所を失くすことにつながる。退所後の交友関係を尋ねた場合、このような交友関係を断ち切りたいといった意志も持っていたことが推測された。

- ・「非行に巻き込む先輩はいらない」〈1〉
- ・「学校の先輩、非行グループの人は、退所後の人間関係には入らない」〈3〉
- ・「地元には帰らない。少年院出て地元に戻ったら、非行仲間と囲まれてしまう」〈4〉
- ・「出てからは余計な人と付き合いたくないの」〈5〉
- ・「中学校の時の友達は、全員不良なので、関わらないようにしたいです。相手の人生もあるし、僕の人生もあるから」〈9〉
- ・「不良関係は切りたい」〈10〉。

この状況からは、交流関係の乏しいなかでの関わりでさえ、積極的な意味合いを持たず、関係を断ち切りたいといった表面的な関わりとなっていたことがうかがえる。退院後の対人関係は、非行につながる関わりを断ち切りたいといった意志を反映すると、以前にも増して限定されたものとなる。

よって、院生の人的関わりにおける大人の欠如、表面的な交友関係といった状況からは、人的関わりの希薄さを指摘することができる。しかしなが

ら、院生の人的関わりを希薄と指摘することは、単に関わりを持つ存在が少数であったということを表すだけではない。その少数のなかでも、自己の可能性を広げる交流や、安心して相談できる相手として積極的な意味をみいだせない状況であることも含んでいる。

また、学校からの離脱は、多くが中学校段階からみられた。家庭での生活においても、保護者との交流は乏しいものとなっており、加えて地域の人や、親戚との交流がないといった状況では、他者との交流を持たないかもしくは、「自分を理解してくれた」と感じる「不良の人」と付き合いざるを得ない。院生の対人関係はまた、学校や職場からの疎外と私的な交流相手の不在といった特徴を持つ。他者との交流場所に関して選択肢を持たないことは、「付き合いたくない」と感じる相手に対し、拒否することを選択できないことにもつながっていた。少年院へ入ることは、これらの交友関係を断ち切る機会とはなるが、少年院入院は頼りになる存在を身近に与えてくれるといったことにはつながっていない。そのため、退院後の対人関係はより狭められたものとなる。

学校や職場からの支援を受けられず、私的な空間においても良好な対人関係を持っていない状況のなかで、自分を唯一「理解してくれる人」、「受け容れてくれる場所」が非行へつながるきっかけとなることが示唆された。このことは、彼らが「安全な場所」を持ちえていなかったことを意味しており、最終的な「居場所」においても精神的な負担が伴っていたことがうかがえる。

4. 進路選択にみられる特徴

(1) 進路希望の実際

彼らの考える進学状況をみてみよう。「将来、どの学校まで進学したいと考えていますか」との質問に対し、少年院群と一般群を比較する。「中学校卒業まで」、「高校卒業まで」、「専門学校、短大まで」とした者は、各々一般群よりも少年院群において高い割合がみられた〔表18参照〕。少年院群において「中学校卒業まで」とした者は、一般群

の約18倍となった。さらに、「大学まで」とした者の割合は少年院群において5.8%と全体の1割にも満たないのに対し、一般群においては45.8%と約半数に及んでいる。少年院群では、「中学校卒業まで」・「高校まで」を合わせるとすでに半数を超える。

では、将来の仕事に対する意識はどうだろうか。「あなたは将来つきたい仕事はありますか」とした質問に対し、少年院群(86.5%)、一般群(64.8%)の者は「ある」と答えている〔表19参照〕。少年院群では約9割の者は、「将来つきたい仕事」が「ある」としており、一般群との差は21.7ポイントとなった。少年院群では、約9割の者は最終学歴が中学校卒業となっている現状に加え、進学希望も高校までの割合は約半数となっていることを考え合わせると、中学・高校段階で就職問題に向き合わざるを得ないといった状況が推測される。その

〔表18〕 将来、どの学校まで進学したいと考えていますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
中学校卒業まで	19	18.3	1.0
高校まで	36	34.6	33.1
専門学校、短大まで	20	19.2	17.7
大学まで	6	5.8	45.8
わからない	20	19.2	2.4
N. A	3	2.9	—
合計	104	100.0	100.0(N6278)

注1) 一般群は総務庁青少年対策本部編集(1999)「非行原因に関する総合的研究調査」総務庁青少年対策本部より。

〔表19〕 あなたは将来つきたい仕事はありますか

	少年院群		一般群
	回答者数(人)	構成比(%)	構成比(%)
ある	90	86.5	64.8
ない	14	13.5	35.2
合計	104	100.0	100.0(N298)

注1) 一般群は北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野(2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道A市における子どもと親への調査結果』より。

ため、少年院群は一般群よりも就職を考えるために必要な準備期間は圧倒的に短い。

(2) 安定した生活基盤を得るための即時的な就職

進路選択の規定要因として、早期からの経済状況の把握と保護者からの自立を指摘できる。第1の早期からの経済状況の把握は以下の状況から推測される。

- ・「母さんの年金暮らし。お姉ちゃんが支え。本屋さんのレジとか、事務とかしてたけど、金額が少なくて、あまり支えられなかった。服がほしくて、母さんに迷惑にならないように遠慮してた。ゲーム等も迷惑だからあまり言えなかった。自分で壊れたゲーム直したりして」〈7〉
- ・「部活は小学校の時、サッカー部に入りたかった。中学校でも、バスケットサッカー部に入りたかったけど、経済的に無理だったので、諦めた。色々お金がかかるので、シューズ代とか、ボール代とか」〈9〉
- ・「お母さんには小学校の時からお年玉半分貸したりしてた。返してもらったことない」〈10〉

ここからは、はやい者は小学生段階から、家庭の経済状況を「困っている」と認識しており、その状況に合わせて行動を抑制してきた様子が見える。「経済的に無理だったので諦めた」といった状況や、「迷惑にならないように遠慮していた」といったことを早期から経験してきた者にとって、高校進学といった経済基盤の安定が前提となる進路は選択し難いものとなる。

また、早期から感じていた家庭の経済的負担に加え、就職準備が達成されたといった理由ではなく、就職可能年齢に達したために働く義務があると感じている者もいた。

- ・「高校行きたかったけど、兄も中卒で働いていたので。働かなきゃいけないかなと思った。母親を助けたくて。ずっと生活保護だったので」〈9〉。

ここからは、保護者に強制されているというよりも、本人の的確な家庭の経済状況把握によって、進路が限定されてしまう状況が推測される。また、

彼らの経済状況の把握に伴う就労意識は、一方で保護者から経済的に自立するといった意識につながっていると考えられよう。

では、この自立といった意識はいつ頃からどのような形で、意識されてきたのだろうか。第2に指摘した保護者からの自立は精神的な自立と、経済的な自立を意味している。

経済的な自立の前に、彼らには日常生活において常に自分のことは自分でするというような意識がみられた。そのことは食事生活にあらわれている。質問紙調査では、夕食の時間を家族と共に過ごす割合は、少年院群では3割に満たない状況であった。食事時の状況においては、小学校段階から自分で作って食べていたという者もあり、日常生活のなかで早期から自立せざるを得ない状況がみられた。

- ・「ご飯も父親が何か買っておいて、後は自分で作ってた。小学校高学年くらいから自分で作ってた。お父さんもしっかりしてるとは言えない人なので」〈2〉
- ・「ご飯は僕が作って。いつもご飯は作ってた」〈7〉
- ・「家ではご飯とか洗濯とかもしてた」〈8〉
- ・「小さい頃はお母さんに話を聞いてもらったことはない。ご飯も作ってくれることはない。小4くらいから自分で作ってた。兄ちゃん達が作ってくれることもない。全部各自で。一緒にテーブルを囲むことはなかった」〈10〉

ここでの自立は、食事といった場面に限定されるものであるが、「洗濯とかもしてた」〈8〉、「全部各自で」〈10〉といった言葉にもみられるように、食事を各自で準備している場合は、生活全般において本人が対処していたことと推測できよう。早期から、各自で自分の世話をするとした習慣を身に付けている彼らにとって、保護者の負担にならないことは退所後の目標となる。

- ・「非行を起こさないで、迷惑かけないように、母さんの負担にならないように自立する。できることは自分でやりたい」〈7〉
- ・「お母さんには今まで迷惑かけてきたことがあ

るので、助けていきたいと思う」〈10〉。

さらに、日常生活における自立をはじめとし、完全な経済的自立とはいえないまでも、アルバイトまたは中学校卒業後の就労によって経済的自立を果たそうとする姿もみられた。

- ・「金銭的にはなんやかんやで自分で稼いでいたので困ったことはなかった」〈2〉
- ・「バイトはないです。中学校で少年院に入ってから退院後に正社員で。最初の給料は迷惑かけたから、母さんの服買って。僕はご飯だけ。後は貯金。2万円は食費」〈3〉
- ・「新聞配達を中学校2、3年の頃からしてた。遊ぶ時にはお金がないとだめなので。ここに入る前も働いてました。土木、鳶とか。給料の半分以上は母親に渡してました。1万円は手元に残して。新聞配達は兄もしてた。働いたらお母さんにお金を渡すのは、暗黙の了解だった。渡した時にご苦労さんと言ってもらって嬉しかった。中学卒業して母親に引越しの仕事はどう？と言われて、それも兄がやっていたので、2ヶ月くらい働きました。7千円稼いだうちの4千円くらい母親にあげて」〈9〉
- ・「中1の時から。新聞配達。5時に起きて、1日700軒くらい回る。母子家庭なので、お小遣いが欲しくて。携帯も中3の時にプリペイドで持つようになったので。新聞は1日も休まず届けた。お正月にお年玉をもらったりするのうれしかった中1の時から、1ヶ月2万円くらい。1万は母親へ」〈10〉。

この就労については以下2点の特徴が指摘できる。

第1に、就労開始時期の早さである。中学校1年生から新聞配達を始めた者を初めとし、中学校2年ないし、3年時から少年院へ入院し、退院後(中学校在学中もしくは卒業後)すぐに正社員として働き始めていた者もいる。

第2に、給料の何割かは保護者への支援となっていることがわかる。なかには、給料の半分以上を保護者へ渡している者もみられた。アルバイトをすることは自分の「お小遣い」稼ぎ以上に、家

庭の経済的な負担を補うものとして意識されている。さらに、そのことは、家庭のなかである程度期待されていた。すなわち、中学校段階において、彼らは働き手として自己を捉えており、そのことは早期から経済的自立の必要性を彼らに認識させている。

早期から自立を求められてきたことは、彼らの進路選択に大きく影響していた。というのも、進学か就職かといった進路選択時において、保護者から高校へ行くのは自由といわれた場合、就職を選択することが多い。ある者は高校に合格しているながらも、就職を選択している。「なんとなく行けないかなって思って」、「迷惑になるから無理」といった言葉からは、学費を負担する保護者への配慮がみられた。

自立を求められる状況では、選択肢があるように見えても、現実的な選択肢とはならない。その結果、不本意な選択をすることにつながっていた。質問紙調査においては、高校進学を希望していた者は半数近くに達する。希望していた高校進学ではなく、就職を選択することは、諦めの感情が伴うが、自ら選択した結果として受け容れざるを得ない。

また、これまでみてきたように、少年院生の生活基盤は、学校や職場から受ける支援の欠如と私的な交流相手の不在や、早期からの自立と特徴付けられるように、不安定なものであった。この状況では、はやい者で中学校卒業段階での進路選択において、進学は現実的な選択肢とはならない。また彼らは、早期から自立を促されることにより、自分の選択、行動に対する結果に責任を持つことを自然と身に付けてきた。このため就職は一つの終着点となる。

このような状況における就職とは、彼らにとって「とりあえず」就かざるを得ないものであり、それは生活費を賄うための労働といった認識であった。

・「将来の見通しはつかないです。帰省先も決まっていないので。今家族を持ちたいとは思わないです。自分のことをしっかりしないとだめなの

で」〈2〉

- ・「最初の給料は貯金する。あと家賃とか、食費。今欲しいものはない。とりあえず貯めない、生活できないから」〈4〉
- ・「最低限蓄えもできてから、色々考えたい。勉強したのは自動車の免許を取る時だけ。高校に行っとけば良かったなと思います。もう働かなきゃいけない歳なんで」〈10〉

このため、保護者の支援を受けずに生活費の負担をすることは、彼らにとって当然のこととなる。また、就職に対し「自己実現」や「やりがい」といった精神面での充実は求めておらず、当面の目標は、安定した生活基盤を得るための貯蓄となっていた。これは、何らかの事故によって就労不可能となった場合には、貯蓄どころか、生活費にも逼迫するような状況に直面することを表している。たとえ具体的な将来展望を描いていたとしても、経済基盤の不安定さから、その将来展望は限定されたものとならざるを得ない。

おわりに

本研究では、少年院生の体験や意識に注目することで、先行研究では視点が向けられてこなかった少年院生の持つ人的関わりと、そのことに起因される進路選択状況を明らかにした。これを踏まえ院生の特徴は以下のように指摘できる。

第1に「非行の普遍化」は現在においても犯罪少年には該当しない。すなわち、不十分な公式統計年報においても、約3人に1人は「貧困」と判定され、半数近くの者は実父母間の不和を経験している。その内実はインタビュー調査に示されたとおりである。

第2に、経済的自立や、精神的自立を果たすまでの準備期間が短く、失敗する場所が与えられていない。失敗することは生活を困難にすることへ直結していた。彼らにとって、失敗を経験することは、その後の生活に積極的な意味をもたらしていない。

第3に、家庭環境における不利を克服する機会が与えられていない。ここでいう機会とは2つの

ことを意味する。すなわち、有効な示唆を与えてくれる人、そして、生活を向上させるうえでの知識を身につける場との出会いをさす。

つまり、少年院に収容される犯罪少年と呼ばれる若者は、早期から生活環境が保護されなかったばかりか、生活を向上させる全ての手段から遮断され続けてきた者といえる。こうした観点からいえば、「非行の普遍化」といわれる現在の「認識」は、彼らの生活実態を反映しているとはいえない。

注・文献

- 1) 齊藤豊治 (2004) 「改正少年法とその運用」『犯罪と非行』(No.139) 日立みらい財団。
- 2) この改定では、厳罰化に加え、これまで「少年法」においては対象とならなかった、被害者の視点が組み込まれたことが大きな変化といえる。改定は「少年法」によって守られるのは加害者の人権のみであり、被害者の人権は守られないとする被害者側からの批判に影響を受けたところが大きい。児玉昭平 (1999) 『被害者の人権』小学館。後藤弘子 (2001) 「日本の少年法研究の動向—改正少年法の成立と今後の課題—」『犯罪社会学研究』(第 26 号) 立花書房。
- 3) 2000 年 10 月 10 日付の第 150 回国会衆議院法務委員会議録第 2 号。委員長は長勢甚遠。発言者は横内正明委員。
- 4) 同上、発言者は横内正明委員。
- 5) 法務総合研究所(1977) 『犯罪白書—国際的視野から見た日本の犯罪と刑事政策—』、251。
- 6) 山口透 (1984) 『少年非行学』有信堂高文社。
- 7) 竹村寿 (1960) 「貧困と犯罪」『家庭裁判月報』最高裁判所事務総局編。
- 8) 清永賢二(1985) 「少年の再非行化とその家庭的背景」『犯罪社会学研究』(第 10 号) 立花書房。
- 9) 畠山勝美(1957) 『再犯に関する研究—初犯少年の追跡による—』財団法人法曹会。
- 10) 留岡清男(1964) 『教育農場五十年』岩波書店。谷昌恒 (1990) 『少年たちと生きる』日本基督教団出版局。
- 11) 花島政三郎(1994) 『教護院の子どもたち—学習権の保障をもとめて—』ミネルヴァ書房。
- 12) 院生全体の特徴を、「新収容者」の「生活程度」、「教育程度」、「職業別構成比」、「保護者」の 4 項目に注目し B 少年院編集『収容統計』によって捉えた。その結果、以下概観する全国の少年院を調査した『矯正統計年報』とほぼ同等の数値を示していることがわかった。よって、犯罪少年と呼ばれる若者の現状の一端を明らかにする対象として考えて差し支えないだろう。
- 13) 比較対象とする調査とは、以下 3 つの調査を示す。第 1 に、法務総合研究所編集(1991) 「非行少年の生活・価値観に関する研究」『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究 34』法務総合研究所をあげる。この調査は、少年鑑別所及び少年院入院者と中学校、高校、大学に在籍する一般少年を比較し、彼らが日常持っている意識を調査したものである。第 2 に、総務庁青少年対策本部編集(1999) 「非行原因に関する総合的研究調査」総務庁青少年対策本部をあげる。ここで扱う一般少年とは、小学校、中学校、高校、大学に在籍する者を指す。本論文においては、中学生男子と高校生男子を抜粋し算出したものを比較対象に用いた。第 3 に、北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野(2003) 「子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道 A 市における子どもと親への調査結果」をあげる。ここでは、北海道内の小学 5 年生、中学 2 年生、その保護者を対象に調査を行っている。本論文においては、少年院群と比較するため中学 2 年生を抜粋し算出したものを比較対象とした。また、一部保護者を対象としている。

(北海道大学大学院教育学研究科修士課程)